

沖縄不発弾等対策協議会要綱

1. 目的

沖縄不発弾等対策協議会（以下「協議会」という）は、沖縄における不発弾等の調査、探査、発掘、除去及び処分等に関する情報の交換並びに対策を協議検討し、地域住民の生活の安全に資することを目的とする。

2. 協議事項

- (1) 探査及び発掘計画の作成
 - イ. 不発弾等埋没状況の把握
 - ロ. 探査及び発掘計画の作成
- (2) 処理状況の把握
 - イ. 不発弾等処理状況の把握
 - ロ. 不発弾等爆発被害状況の把握
- (3) その他の事項
 - イ. 不発弾等の危険除去に関するPR
 - ロ. その他不発弾等対策に必要な事項の検討

3. 組織

- (1) 協議会は、別表に掲げる者によって組織する。
- (2) 協議会に会長及び副会長3名を置く。
- (3) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- (5) 協議会に分科会及び連絡会を置く。
- (6) 協議会に個別の課題に対して設置の必要があると認められる時は、専門部会を置くこととする。

4. 会議

- (1) 協議会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が招集する。
- (2) 分科会は、分科会長が必要と認めたときに開催し、分科会長が招集する。
- (3) 連絡会は、委員が必要と認めたときに開催し、必要な連絡調整を行う。
- (4) 必要に応じ、委員以外の者に出席を求めることが出来る。

5. 事務局

- (1) 協議会の事務を行うため事務局を置く。
- (2) 事務局は、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課に置く。

6. 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

7. 附 則（昭和49年3月6日）

この要綱は、昭和49年3月6日から摘要する。

附 則（昭和49年5月13日）

この要綱は、昭和49年5月13日から摘要する。

附 則（平成3年3月27日）

この要綱は、平成3年3月27日から摘要する。

附 則（平成10年7月9日）

この要綱は、平成10年7月9日から摘要する。

附 則（平成17年6月30日）

この要綱は、平成17年6月30日から摘要する。

附 則（平成19年6月22日）

この要綱は、平成19年6月22日から摘要する。

附 則（平成22年6月21日）

この要綱は、平成22年6月21日から摘要する。

附 則（平成23年9月2日）

この要綱は、平成23年9月2日から摘要する。

附 則（平成24年6月19日）

この要綱は、平成24年6月19日から摘要する。

沖縄不発弾等対策協議会委員

	委員所属機関及び団体名	委員の官職等
会 長	内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局	次 長 (開 発 建 設 部 担 当)
副 会 長	” ”	開 発 建 設 部 長
	” ”	総 務 部 長
	” ”	農 林 水 産 部 長
	” ”	企 画 調 整 官
	防 衛 省 陸 上 自 衛 隊	第 15 旅 団 司 令 部 第 4 部 長
	” 海 上 自 衛 隊	沖 縄 基 地 隊 警 備 科 長
	” 沖 縄 防 衛 局	管 理 部 長
	厚 生 労 働 省 沖 縄 労 働 局	労 働 基 準 部 健 康 安 全 課 長
	海 上 保 安 庁 第 十 一 管 区 海 上 保 安 本 部	次 長
副 会 長	沖 縄 県	知 事 公 室 長
副 会 長	”	土 木 建 築 部 長
	”	農 林 水 産 部 長
	”	企 業 局 長
	沖 縄 県 警 察 本 部	生 活 安 全 部 長
	沖 縄 県 市 長 会	会 長
	沖 縄 県 町 村 会	会 長
	西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 九 州 支 社	沖 縄 高 速 道 路 事 務 所 長
	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 沖 縄 支 店	設 備 部 長
	沖 縄 電 力 株 式 会 社	取 締 役 電 力 流 通 部 長
	沖 縄 ガ ス 株 式 会 社	供 給 保 安 部 長
	一 般 社 団 法 人 沖 縄 県 建 設 業 協 会	理 事

分科会構成委員

	委員会所属機関及び団体名	委員の官職等
会 長	内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局	開 発 建 設 部 長
	” ”	総 務 部 長
	” ”	農 林 水 産 部 長
	” ”	企 画 調 整 官
	防 衛 省 陸 上 自 衛 隊	第 15 旅 団 第 101 不 発 弾 処 理 隊 長
	沖 縄 県	知 事 公 室 長
	”	土 木 建 築 部 長
	”	農 林 水 産 部 長
	沖 縄 県 警 察 本 部	生 活 安 全 部 長
	沖 縄 県 市 長 会	会 長
	沖 縄 県 町 村 会	会 長
	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 沖 縄 支 店	設 備 部 長
	一 般 社 団 法 人 沖 縄 県 建 設 業 協 会	理 事